(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ　ロに掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物又は水銀若しくはその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十二　タリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物　Y三〇

十三　鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げる物　Y三一

イ　鉛元素を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物　Y三一

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十四　ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含む物であって次に掲げる物　Y三二

イ　珪ふっ化水素酸、五ふっ化臭素、三ふっ化臭素、三ふっ化ほう素二水和物、二ふっ化カリウム、二ふっ化燐酸、ふっ化アンモニウム、ふっ化カリウム、ふっ化クロム、ふっ化水素、ふっ化水素アンモニウム、ふっ化水素酸、ふっ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロ燐酸、ヘキサフルオロ燐酸又はほうふっ化水素酸を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　珪ふっ化亜鉛、珪ふっ化アンモニウム、珪ふっ化カリウム、珪ふっ化ナトリウム、珪ふっ化バリウム、珪ふっ化マグネシウム、珪ふっ化マンガン、五ふっ化よう素、ふっ化水素カリウム、ふっ化水素ナトリウム、ふっ化第一すず、ふっ化バリウム、ほうふっ化アンモニウム、ほうふっ化カリウム、ほうふっ化ナトリウム、ほうふっ化マグネシウム又はほうふっ化リチウムを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる無機ふっ素化合物以外の無機ふっ素化合物を含む物　Y三三

十五　無機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアン化ナトリウム、シアン化第二ニッケルカリウム、シアン化ニッケルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルカリウム、シアン化白金バリウム又はシアン化バリウムを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる無機シアン化合物以外の無機シアン化合物を含む物　Y三四、Y三五

ニ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（シアンに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（シアン化合物に係るものに限る。）に該当する物

ホ　ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（シアン化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（シアン化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十六　水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物（固形状のものにあっては、当該固形状のものと蒸留水とが重量比一対三になるように混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。）　Y三六

十七　石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）を含む物　Y三七

十八　有機燐化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　アジンホス－エチル、アジンホス－メチル、アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（炭素数が七から十六までのものに限る。）、アルキルジチオ燐酸亜鉛（炭素数が三から十四までのものに限る。）、イソキサチオン、イソチオエート、イソデシルジフェニルホスフェート、イソフェンホス、エジフェンホス、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、塩化ジメチルチオホスホリル、エンドチオン、オキシジスルホトン、オキシメトンメチル、オメトエート、カルボフェノチオン、キナルホス、クホス、グリホサート、クレジルジフェニルホスフェート、クロルエンビンホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、クロルメホス、サリチオン、ジアリホス、ジエチル＝四－ニトロベンジルホスホナート、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジオキサチオン、ジクロトホス、ジクロルボス、ジクロルメチルホスフィン、ジクロロフェンチオン、ジフェニル－二・四・六－トリメチルベンゾイルホスフィンオキシド、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルヒドロホスファイト、ジメトエート、ジメトン－O－メチル、ジメトン－S－メチル、ジメホックス、シュラーダン、スルプロホス、ダイアジノン、チオナジン、チオメトン、デメフィオン、テメホス、テルブホス、トリ（一－アジリジニル）ホスフィンオキサイド、トリアミホス、トリエチルホスフェート、トリキシルホスフェート、トリクロルホン、トリクロロナート、トリス（一－アジリジニル）ホスフィンサルファイド、トリス（四－メトキシ－三・五－ジメチルフェニルチオ）ホスフィン、トリチオ燐酸S・S・S－トリブチルエステル、トリブチルホスフェート、ナレッド、バミドチオン、パラオキソン、パラチオン、ピラゾホス、ピリミホスエチル、ピリミホスメチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェンカプトン、フェンスルホチオン、フェンチオン、フェントエート、プロパホス、ヘキサメチルホスホルトリアミド、ヘプテノホス、ホサロン、ホスファミドン、ホスホラン、ホスホン酸水素ジブチル、ホスホン酸水素ジメチル、ホスホン酸ジエチルメチル、ホスホン酸トリメチル、ホスメット、ホノホス、ポリオキソレフィン、メカルバム、メタミドホス、メチダチオン、メチルトリチオン、メチルパラチオン、メナゾン、メビンホス、メホスホラン、モノクロトホス、四燐酸ヘキサエチル、燐酸一